

特定非営利活動法人ハートフルマーケット

令和2年度事業計画書

1 事業実施の方針

現代社会において社会環境の変化により、心身の状況、社会での関係性、その他の事情により生きづらいつ感じる人たちが増加している。

子育てに関しても、閉鎖的な生活でメディアの情報に振り回されて地域社会から孤立しても相談できる場所や相手がない。それぞれが追い込まれ、行き詰まり、困難な状況が深刻化している。

この問題を打破するために、次代を担う子どもや子育てに悩む親に寄り添いながらカウンセリング事業、相談支援事業に関する事業及び直接的な療育の場を提供して心理的支援、社会的支援を行う。

このことにより、親も子も一人の人間として認め合い、夢や希望を持ち、生きる幸せを実感し、自己実現に向かうことができる。

また、子育てを通して、親自身が成長し、仕事と家庭を両立できることにより、生きがいを感じ、本当の幸せを手に入れることができることを目的として下記の事業を計画実行する。

具体的には、本法人の定款5条第1項の事業として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、子育てに関するカウンセリング及び相談事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(ア) 事業内容

障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される障害福祉サービス事業（就労継続支援）を提供することにより、働く場を提供し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようきめ細かく支援を行います。

(イ) 実施予定日時

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで（通年）

(ウ) 実施予定場所

法人事務所

(エ) 従事者の予定人数

支援員4名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

障害福祉サービスの利用を希望する障害を持った方10名

(カ) 収益見込み額

24,000（千円）

（内訳）

就労支援事業売上 8,400,000円

訓練等給付費 1人130,000円/月×10名×12ヵ月=15,600,000円

(キ) 費用見込み額

23,900（千円）

（内訳）

職員給料 10,000,000円

障害者給料 8,400,000円

法定福利費 1,000,000円

賃借料 2,400,000円

水道光熱費	700,000円
消耗品費	500,000円
通信運搬	600,000円
雑費	300,000円

イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(ア) 事業内容

障害児に障害児通所支援（放課後等デイサービス）を提供することにより、学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

(イ) 実施予定日時

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで（通年）

(ウ) 実施予定場所

法人事務所

(エ) 従事者の予定人数

支援員4名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

障害児通所支援の利用を希望する障害児10名

(カ) 収益見込み額

18,000（千円）

（内訳）

放課後等デイサービス給付費 1人150,000円/月×10人×12ヶ月

(キ) 費用見込み額

15,440（千円）

（内訳）

職員給料	10,000,000円
法定福利費	600,000円
賃借料	2,400,000円
水道光熱費	240,000円
消耗品費	1,200,000円
通信運搬費	200,000円
雑費	800,000円

ウ 子育てに関するカウンセリング及び相談事業

(ア) 事業内容

子育てに関わる問題や悩みのある親や子どもに対してカウンセリング及び相談を受け付け、心のケアや問題解決を援助します。

(イ) 実施予定日時

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

(ウ) 実施予定場所

法人事務所

(エ) 従事者の予定人数

相談員2名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

子育てに関わる問題や悩みのあるすべての親と子どものべ240名

(カ) 収益見込み額

0（千円）

（内訳）

カウンセリング及び相談料 無料

(キ) 費用見込み額

1, 200, 000 (千円)

(内訳)

カウンセラー、相談員給料 1, 200, 000円

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業

(ア) 事業内容

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスを利用するための計画についての相談及び計画作成などの支援を行い、障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

(イ) 実施予定日時

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで(通年)

(ウ) 実施予定場所

法人事務所

(エ) 従事者の予定人数

相談支援員2名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

障害福祉サービスの利用を希望する障害を持った方のべ120名

(カ) 収益見込み額

1, 560 (千円)

(内訳)

計画相談給付費 1人13,000円×120人

(キ) 費用見込み額

1, 200 (千円)

(内訳)

相談支援員給料 1, 200, 000円

オ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(ア) 事業内容

障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

(イ) 実施予定日時

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで(通年)

(ウ) 実施予定場所

法人事務所

(エ) 従事者の予定人数

相談支援員2名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

障害児通所支援の利用を希望する障害児のべ120名

(カ) 収益見込み額

1, 560 (千円)

(内訳)

計画相談給付費 1人13,000円×120人

(キ) 費用見込み額

1, 200 (千円)

(内訳)

相談支援員給料 1, 200, 000円

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

本年度は実施しない。